

MM5(E)

名義人の変更の記録の請求書

<p>名義人（譲渡人）又は新名義人（譲受人）による使用欄</p> <p>この請求書は、以下の枚数の連続用紙を含んでいる：</p> <p>0.....</p> <p>名義人又は新名義人の整理番号: MP00021.....</p>	<p>官庁による使用欄</p> <p>官庁の整理番号:</p>
---	---------------------------------------

1 国際登録番号
(複数の国際登録番号を以下に記載することができる。ただし、全ての国際登録が所有権の**全部**変更であること（第6欄(a)の請求をする場合であること）が条件になる)

1234567..... **1234578**..... **1234589**.....

2 名義人の氏名 (譲渡人)
(国際登録簿に記録されている)

HATSUMEI Corporation.....

3 新名義人 (譲受人)

(a) 氏名(名称): **NIHON HANAKO Corporation**.....

(b) 住所(居所): **3-1, Toranomom 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8911 Japan**.....

.....

.....

.....

(c) 通信のための宛先: **4-3, Uchisaiwai-cho 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8910 Japan**.....

.....

.....

.....

(d) 電話: **81-3-3501-1511**..... ファクシミリ: **81-3-3501-8111**.....

電子メールアドレス: **PA1B00@jpo.go.jp**.....

電子メールアドレスを記載することにより、この国際登録に係る国際事務局からの通知は、電子的にのみ送付され、**書面による通知は送付されません**。同様に、同じ電子メールアドレスが提供されている又は今後提供される他の国際出願又は国際登録に係る国際事務局からの通知についても、すべて電子的にのみ送付されます。電子通信の目的のため、1つの国際登録につき1つの電子メールアドレスのみが記録されることにご注意ください。

4 国際登録の名義人となるための新名義人（譲受人）の資格

(a) 該当する欄に記載:

(i) 新名義人（譲受人）が国民である締約国の名称；及び/又は、
Japan.....

(ii) 新名義人（譲受人）が国民である締約機関の加盟国の名称；及び/又は、

(iii) 新名義人（譲受人）がその領域内において住所を有する締約国の名称；及び/又は、

(iv) 新名義人（譲受人）がその領域内において現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する締約国の名称；

(b) 新名義人（譲受人）が締約国又は締約機関の加盟国の国民でない場合であり、かつ、第3欄(b)における住所が本欄(a)(iii)又は(iv)に記載した締約国の領域内には、以下の欄に記載すること:

(i) 本欄(a)(iii)に記載した締約国の領域内における新名義人（譲受人）の住所；又は、

(ii) 本欄(a)(iv)に記載した締約国の領域内における新名義人（譲受人）の工業上又は商業上の営業所の住所

5 新名義人（譲受人）による代理人の選任¹

氏名(名称):

住所(居所):

.....

電話:ファクシミリ:

電子メールアドレス:

電子メールアドレスを記載することにより、この国際登録に係る国際事務局からの通知は、電子的にのみ送付され、**書面による通知は送付されません**。同様に、同じ電子メールアドレスが提供されている又は今後提供される他の国際出願又は国際登録に係る国際事務局からの通知についても、すべて電子的にのみ送付されます。電子通信の目的のため、1つの国際登録につき1つの電子メールアドレスのみが記録されることにご注意ください。

上記新代理人を選任した新名義人（譲受人）の押印又は署名

¹ 当該欄は、新名義人（譲受人）が代理人を選任する場合に使用する。名義人（譲渡人）の代理人として記録されている者を、新名義人（譲受人）の代理人として記録するためには、当該欄に記載して選任しなければならない。

6 所有権変更の範囲

((a)又は(b)のいずれかをチェックする)

(a) 所有権の全部変更 (所有権の変更は、第1欄に表示した国際登録において指定される全ての締約国並びに全ての商品及び役務について記録される) ;

(b) 所有権の一部変更(このボックスをチェックする前にカバーページのNo.3を参照のこと)

(i) 所有権の変更は、以下に示した指定締約国について記録する(締約国が示されない場合、所有権の変更は全ての指定締約国について記録するものと解す); 及び/又は、

.....

(ii) 所有権の変更は、以下に示した商品及び役務について記録する(適切な分類に区分する); 商品及び役務が示されない場合、所有権の変更は全ての商品及び役務について記録するものと解す。

Madrid Goods & Services Manager (MGS) ; www.wipo.int/mgs/で、国際事務局によって受け入れ可能な表示を検索できます。

商品及び役務の表示を明確にするため、一貫性を持ってセミコロン (;) を使用してください、例：
**09 Scientific, optical and electronic apparatus and instruments; screens for photoengraving; computers.
 35 Advertising; compilation of statistics; commercial information agencies.**

フォントは“Courier New”又は“Times New Roman”、フォントサイズは12ポイント以上で記載してください。

.....

記載欄が不足した場合は、このボックスにチェックし連続用紙を使用する。

7 その他の表示

(a) 新名義人(譲受人)に関する表示(特定の指定締約国により要求される場合; (i)又は(ii)のどちらかのみを表示する):

(i) 新名義人(譲受人)が自然人である場合、国籍を記載する:

(ii) 新名義人(譲受人)が法人である場合(以下の両方を表示してください):

- 法人の法的性質:

- その法令に基づいて法人が設立された国、該当する場合には当該国における地域(州、地方など):

.....

(b) 新名義人(譲受人)は通信のための言語を選択する:

英語 仏語 スペイン語

8

名義人（譲渡人）及び／又は代理人の押印又は署名

名義人（譲渡人）
(国際登録簿に記録されている)

適用法令に基づき、私は押印又は署名に対して
権限があることを宣言します：

氏名(名称):

押印又は署名:

名義人（譲渡人）の代理人
(国際登録簿に記録されている)

適用法令に基づき、私は押印又は署名に対して
権限があることを宣言します：

氏名(名称):

押印又は署名:

9

当該請求書を提出する、国際登録簿に記録された名義人（譲渡人）又は新名義人（譲受人）の締約国官庁
(官庁を通じて請求書を提出する場合)

官庁の名称:

官庁を代表して公式に署名する者の氏名及び署名:

適用法令に基づき、私は押印又は署名に対して権限があることを宣言します：

官庁における連絡先氏名及び電子メールアドレス:

料金計算表

(a) 当座口座からの引落しの指示

国際事務局は、これによって、必要額の手数料を国際事務局との当座口座から引き落とすよう指示を受ける(このボックスにチェックをした場合、(b)に記入する必要はない)。

口座の名義人: **HATUMEI Corporation**..... 口座番号: **123456**.....

この指示を与えた当事者の身元: **HATSUMEI Ichiro**.....

(b) 手数料の総額

金額(177 スイスフラン) x (第 1 欄に記載した
国際登録毎に) **総計 (スイスフラン)**

(c) 支払方法

支払を行う当事者の身元:

WIPO により受領・確認された支払 WIPO 受領番号

WIPO 銀行口座への支払 支払の特定 日/月/年
IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0
Crédit Suisse, CH-1211 Geneva 70
Swift/BIC: CRESCH ZZ80A

WIPO 郵便口座への支払 支払の特定 日/月/年
(欧州域内のみ)
IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8
Swift/BIC: POFICHBE

連続用紙

No: of

